

1 適否評価

①提案書の記載内容、②目的の合致、③手段の現実性、④所要経費、⑤業務遂行能力について適否評価を行い、適否評価において「適」と評価されたものについて、2. の採点を行い、決定する。なお、「適」と評価した提案事業者が1者の場合については、2. の採点を省略したうえで契約候補者として決定する。

なお、見積額が委託料上限価格を超えた場合は、他の項目の判定に関わらず選定対象から除外する。

2 採点

1. の適否評価で「適」と評価したものについて、提案内容及び提案価格等の評価を100点満点とする採点方法を採用し、総得点の高い候補者を契約候補者とする。

なお、各委員の平均得点が50点未満の場合は不選定とする。

評価項目と評価項目点

評価項目		項目評価点	掛け率
1	本事業の目的及びその必要性を考慮したうえで、本事業の仕様及び条件が十分に理解されているか。	10	2
2	本事業と同様・類似事業の経験・実績があるか。	10	2
3	本事業実施の人員体制は適切か。	20	4
4	全体スケジュールや会場案は適切か。	10	2
5	広報手段や内容は適切か。	10	2
6	関係機関との連携は適切か。	10	2
7	認知症の人や家族への支援の充実を図る工夫や独自性はあるか。	20	4
8	提案見積書	10	2
合 計		100	

3 計算方法

上記の評価項目ごとに5段階で絶対評価を行い、項目評価点に応じた掛け率を乗じて採点する。

評価点の基本的な考え方	5点満点
A 極めて優れた提案	5
B 仕様書に+αの提案がされた提案	4
C 仕様書と同程度の提案(基準点)	3
D 考慮不足又は記載不足と判断される提案	2
E 記載なし又は不適切と判断される提案	1